

日本経済新聞朝刊

2011年7月27日付「ゼミナール」

※他のサイトやソフト等の電子媒体への
転載を禁じます。

同じ税収を得るなら消費への課税で
賄うと景気に及ぼす悪影響が小さい

税 目	経済への影響を示す係数
個人所得課税	-1.13
法人所得課税	-2.01
消 費 課 税	0.72

(注) 物価変動要因を除いた1人当たりGDPの変化と各税目の関係を分析した。係数がマイナスだと経済成長率に負の影響があることを示す
(出所) ジェンス・アーノルド氏の2008年の論文

ゼミナール

復興財源は、将来の増税を回避できない日本の財政状況を踏まえ、どの税目で賄うのが望ましいのだろうか。同じ税収を得るならば、できるだけ経済活動を阻害しない(資源配分にゆがみを与えない)形が望ましいとする考え方があ。これは課税

するための支出の財源を被災者からも取るという欠点がある。所得税ならこうした点への配慮が可能だ。被災地の個人住民税を減免したり、被災者が住宅ローンを組む際に所得税や個人住民税を減免したりできる。また、義援金や寄付金を出した人にはそのうちの一定額を税金から差し引く寄付金税額控除を適用するなど税負担を軽減できる。その上で被災者以外の個人

復興への経済戦略 ⑦

復興税のあり方

3原則の中で中立の原則として知られている。
この観点からいえば、主な税目の中では消費税が望ましい。所得税は給与を受け取る際に課税され、可処分所得のうち貯蓄したものから利子所得が生じるとまた課税される。貯蓄の二重課税が生じて貯蓄を不利にする。

る。また所得税と法人税によって配当にそれぞれ課税されるため、配当の二重課税も生じる。法人税は、日本だけ高い税率にする。とグローバル企業が拠点を海外に移してしまうので望ましくない。その点、消費税ならこのような資源配分のゆがみは生じない。また、同じ税収を得

る上で経済成長率をできるだけ下げない税目は、個人や法人の所得への課税でなく消費への課税だとする実証研究もある。
ただ、震災復興は非被災者から被災者への所得移転の性格を持つにもかかわらず、消費税だと被災者だけを免税にできない。消費税には、被災者を支援

には、所得に応じて、復興のための財政支出の財源(およびそのための復興債の償還財源)を負担してもらうよう設計できる。
ただし、所得税だけでは十分に財源を確保できない可能性もある。消費税、法人税、所得税の特徴を考慮すれば、法人税は避け、消費税と所得税を併用して財源を確保するという方策が望ましいのではないだろうか。
(慶応義塾大学教授 土居丈朗)

利点生かし消費・所得税併用も